

# 石油製品需給動態統計について

平成29年 7 月

経済産業省

資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

# 石油製品需給動態統計について（概要）

- 石油のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国にとって、石油危機が起きる可能性は常に存在しており、平常時から石油の需給動向等について収集することが必要。
- 石油製品需給動態統計調査は、ガソリンや灯油等といった石油製品の国内の需給動向を把握するため、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく石油業者等に対し、原油及び石油製品の月間受入量、月間払出量、月末在庫量等を調査している。

## ○調査品目

原油、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B・C重油等

※品目は日本工業規格（JIS規格）に基づいている。

## ○調査事項

・月間受入量（輸入、販売業者等よりの購入、石油化学よりの返還等）

・月間払出量（輸出、製造業者等への販売、自家消費等）

・月末在庫

・輸入元又は輸出先の国名、量等 等

## ○調査対象数

約290事業所

## ○調査票回収率

100%

## ○公表スケジュール

【速報】翌月末、【確報】翌々月中頃、【年報】翌年6月中頃

# 基幹統計の範囲についての検討（資料 2 - 2 から再掲）

※統計法第 2 条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一、二（略）

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

7 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。

事業所別 部門別	中小事業所	大規模事業所
産業部門	エネルギー消費統計 ① 製造業 9 業種	石油等消費動態統計 〈製造業 9 業種〉 鉄鋼、化学、紙・パルプ等
	② 9 業種以外の製造業	
	③ 非製造業(農林水産業・鉱業・建設業)	
	④ 商業・サービス業	
業務部門		
家庭部門	家計調査(総務省) 他	
運輸部門	自動車輸送統計・自動車燃料消費量調査 航空輸送統計 鉄道輸送統計 内航船舶輸送統計等	

石油等消費動態統計（基幹統計）

統計の体系的な整備に向けた環境を整えるため、平成28年度から経済産業省調査統計部より資源エネルギー庁に移管

エネルギー消費統計（一般統計）

これまでの検討を踏まえ、基幹統計化について検討を加える。



石油製品需給動態統計調査

石油製品製造業者・輸入業者月報（その1）

（平成29年 月 分）

基幹統計調査			
提出先		経済産業大臣	
提出期日	翌月12日	提出部数	1部

1. 品目別受払		番 号	ガソリン (kl) A	ナフサ (kl) B	ジェット 燃料油 (kl) C	灯 油 (kl) D	軽 油 (kl) E	重 油		潤 滑 油 (kl) H	アスファルト (t) I	グリース (t) J	パラフィ ン (t) K	液化石油ガス		液化天然ガス (LNG) (t) N
項 目	品 目							A重油	B・C重油					P・P、P・B	B・B	
								(kl) F	(kl) G					(t) L	(t) M	
月 間 受 入 量	生産部門よりの受入	0101														
	輸 入	0102														
	製造業者・輸入業者よりの購入・融通	0103														
	販売業者よりの購入	0104														
	品種振替による増量	0105														
	石油化学よりの返還	0106														
	その他の月間受入量	0107														
月 間 払 出 量	消費者・販売業者向販売	0108														
	製造業者・輸入業者への販売・融通	0109														
	輸 出	0110														
	品種振替による減量	0111														
	自家消費	0112														
	その他の月間払出量	0113														
月 末 在 庫 量	0114															

(注) 「輸入」にはボンド輸入を含みません。ただし、「輸出」にはボンド輸出を含みます。

企 業 名		本 社 又 は 地 本 店 所 在 地	(〒 - ) (電話 - - )	統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 - )	0 0 6	5 8 1 0	2 0 1 7
報 告 義 務 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	(電話 - - )	事 業 所 番 号		
				都 道 府 県 整 理 番 号		

(平成 年 月 日作成)



政府統計



石油製品需給動態統計調査  
石油製品製造業者・輸入業者月報 (その2)

(平成29年 月 分)

基 幹 統 計 調 査			
提 出 先		経済産業大臣	
提出期日	翌月12日	提出部数	1部

2. 品目別月間払出量(燃料油等)		(単位 : Kl)		
品 目	項 目	番 号	消費者・販売業者向販売量	月 末 在 庫 量
			A	B
ガ ソ リ ン	自動車用高級ガソリン	0201		
	自動車用並級ガソリン	0202		
	その他用ガソリン	0203		
ナ フ サ	石油化学用ナフサ	0204		
	その他用ナフサ	0205		
潤 滑 油	ガソリンエンジン用潤滑油	0206		
	ディーゼルエンジン用潤滑油	0207		
	その他車両用潤滑油	0208		
	船舶エンジン用潤滑油	0209		
	機 械 油	0210		
	金 属 加 工 油	0211		
	電 気 絶 縁 油	0212		
	その他の特定用途向潤滑油	0213		
	その他の潤滑油	0214		

備 考

企 業 名		事 業 所 名	
-------	--	---------	--

(平成 年 月 日作成)

経 済 産 業 省 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)

統計調査番号	調査票番号	年	月	分
0 0 6	5 8 1 0	2	0	1 7
事 業 所 番 号				
都道府県 整 理 番 号				



政府統計



石油製品製造業者・輸入業者月報 (その3)

(平成29年 月 分)

基 幹 統 計 調 査			
提 出 先		経済産業大臣	
提出期日	翌月12日	提出部数	1部

3. 国別輸入

品目 国又は地域名	番 号		ガソリン (K1) A	ナフサ (K1) B	ジェット 燃料油 (K1) C	灯 油 (K1) D	軽 油 (K1) E	重 油		潤 滑 油 (K1) H	アスファルト (t) I	グリース (t) J	パラフィン (t) K	液化石油ガス P・P、P・B (t) L		液化天然ガス B・B (LNG) (t) M		N
	コード	国コード等						A	B・C重油 (K1) G					B				
	3																	
	3																	
	3																	
	3																	
	3																	
	3																	
	3																	

4. ボンド輸入

(単位：K1)

品 目	番 号		ガソリン A	ジェット 燃料油 B	灯 油 C	軽 油 D	重 油		潤 滑 油 G
	コード	国コード等					A	B・C重油 E	
ボンド輸入	4	703							

(注) ボンド輸入は、「1. 品目別受払」の外数とし、月間受入量の「輸入」に含めません。

5. 国別輸出

品目 国又は地域名	番 号		ガソリン (K1) A	ナフサ (K1) B	ジェット 燃料油 (K1) C	灯 油 (K1) D	軽 油 (K1) E	重 油		潤 滑 油 (K1) H	アスファルト (t) I	グリース (t) J	パラフィン (t) K	液化石油ガス P・P、P・B (t) L		液化天然ガス B・B (LNG) (t) M		N
	コード	国コード等						A	B・C重油 (K1) G					B				
	5																	
	5																	
	5																	
	5																	
	5																	
	5																	
	5																	

(注) ボンド輸出は、「1. 品目別受払」の内数とし、月間払出量の「輸出」に含めてください。

企 業 名		事 業 所 名	
-------	--	---------	--

(平成 年 月 日作成)

経 済 産 業 省 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)

統計調査番号	調査票番号	年	月	分
0 0 6	5 8 1 0	2	0	1 7
事 業 所 番 号				
都道府県 番 号				

